

# －制定・改廃の概要－

条例・規則名 火災予防条例規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 令和8年3月31日・東京都規則第76号

## 1 概要

### (1) 改正理由

これまで防火管理技能再講習、防火安全技術再講習及び防災センター要員再講習（以下「本件各講習」という。）の登録講習機関及び指定機関（以下「登録講習機関等」という。）は、受講者が再講習を修了した場合、受講者が持参した現に交付されている修了証を回収し、引き換えに新たな修了証を交付していたところ、本件各講習については、一部オンライン講習が実施されており、オンライン講習受講者は、受講後に現に交付されている修了証を郵送で登録講習機関等に送付しなければならない、受講者に一定の負担が生じていた。

郵送に係る受講者の負担軽減及びオンラインで手続を完結できる利便性の向上を図るため、火災予防条例施行規則及び火災予防施行規程の一部を改正し、消防総監及び登録講習機関等の修了証回収手続を廃止したものである。

また、林野火災予防の実効性を高めるため、火災予防条例が改正されたことに伴い、所要の改正が行われた。

### (2) 改正内容

ア 登録講習機関が登録要件として定める講習の業務に係る計画から修了証の回収に関する規定が削除されたこと（第11条の4の6及び第22条）。

イ 消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出書が一部改められた（別記第10号様式）。

ウ その他所要の整備がされた。

## 2 施行日

令和8年4月1日